

# 「浅草ものづくり工房」 入居者募集要項

台東区では地場産業の活性化を図り、ものづくりを 支える事業者を育成する施設として、「浅草ものづく り工房」を運営しています。

この施設では、インキュベーションマネージャーを 配置し、入居者の自立支援を行うとともに、地域との 連携・交流を図っています。

この施設に入居し区内創業を目指す職人・クリエイター等、また、事業拡大を図ろうと考えている創業期の事業者を募集します。

入居を希望される方は、まずは申請書を提出してください。その後、書類審査、面接審査、最終審査(面接)を受けていただき、入居の可否を決定します。

1. 募集施設所在地 別紙「案内図」のとおり 東京都台東区橋場 1 − 3 6 − 2 (産業研修センター内) ◇浅草駅下車(都営・メトロ・東武)

松屋デパート江戸通り側バス停「①浅草駅」より 台東区循環バス「北めぐりん」乗車

「⑦橋場老人福祉館西」下車 徒歩3分

◇三ノ輪駅下車 (メトロ日比谷線)

バス停「⑥三ノ輪駅」より台東区循環バス 「ぐる一りめぐりん」乗車

「③橋場一丁目」下車 徒歩3分

※一方通行のため往路と復路のバスが変わりますので ご注意ください。

## 2. 募集部屋数および設備

- (1) 募集部屋数 2 室
- (2) 面 積 201号室 39.2㎡ 305号室 31.5㎡
- (3) 部屋の設備
- ・事務所は完全な個室です。
- ・電源コンセント(電気容量:最大50A)
- ・電話回線、インターネット回線(光回線)、CATV回線が引いてあります。(契約は各自)
- 空調は個別空調です。
- ・事務所ごとに機械警備が入ります。
- ・事務所内での火気の使用は原則としてできません。
- ・24時間 365日利用できます。ただし、機器の保守 点検等のため利用が制約されることがあります。

#### 3. 利用料金

(1) 使用料(家賃) 月額 12,000円(201号室) 月額 10,000円(305号室) (2) 共 益 費 月額 22,000円(201号室) 月額 18,000円(305号室)

- (3) 保証金 使用料の3ヵ月分(2室共通)
- (4) その他
- ・各室の電気料金、電話・インターネットの通信費、 ごみ処理費等は自己負担です。

#### 4. 応募資格(入居対象)

次の要件にいずれも該当する個人、 または法人 (中小 企業者) であること。

- (1) 皮革をはじめとする台東区内の地場産業(靴、鞄、バッグ、ベルト、帽子、アクセサリー、ジュエリー、等)のものづくり分野を支え、業界の活性化に貢献していただける職人・クリエイター等であること。
- (2) 台東区内で創業を予定している、または創業5年以内(入居時点)の法人または個人であること。
- (3) ビジネスを拡大する意欲が高く、また創業のための 支援が必要と認められること。
- (4) 台東区内の地場産業や地域の活性化に寄与する活動 を行う意欲があること。
- (5) 施設の利用期間終了後、台東区内において引き続き 事業を行おうとする意思があること。
- (6) 他の公的創業支援施設への入居経験が無いこと。
- (7) 住民税・事業税等の滞納をしていないこと。

#### 5. 利用条件

- (1) 施設を主たる事務所(法人の場合は本社とし、法人登記すること)として利用すること。
- (2) インキュベーションマネージャーの指導を受けるこ
- (3) 区内産業や地域の活性化に寄与する活動に積極的に参加すること。
- (4) 台東区及び浅草ものづくり工房主催事業(セミナー、イベント等)に参加すること。
- (5) 施設への見学・視察、自室での商品展示、取材等に協力すること。
- (6) 年2回、事業実績報告書を提出すること。また、事業報告会に参加すること。
- (7) 施設の利用期間終了後2年間、年1回の事業報告書 を提出すること。
- (8) 振動や音、悪臭の発生などにより、他の入居者や周辺に迷惑をかけないこと(土壌汚染対策法上の有害物質は持ち込まない)。
- (9) 積極的に地域や入居者同士のコミュニケーションを図ること。
- (10) 本施設は近隣住民の震災時の避難場所になっており、 利用が制限される場合があります。また、近隣住民

組織等が行う防災訓練への参加協力をお願いしています。

### 6. 入居期間

入居の日より平成33年3月末まで。

ただし、1年ごとに事業計画の進捗状況を審査の上、 入居更新の可否を決定します。

#### 7. 募集期間

#### 平成30年1月25日(木)~2月8日(木)

- ・郵送または持参のこと。[2月8日必着]
- ・持参の場合は、土、日、祝日を除く午前9時から午後 5時までに台東区役所9階 産業振興課までお願いします。
- ・申請を受理しましたら、台東区から申請者番号を記載 したメールを個別に返信します。返信には時間がかか る場合がありますが、(土日を除き)2日間以上連絡が 無い場合はお電話ください。

#### 8. 施設内覧および説明

「浅草ものづくり工房」の施設内覧および入居に関する 説明を随時行います。ご希望の方は、

台東区産業振興課03-5246-1415へ 希望日の5日前 午後5時までに

①参加者氏名 ②業種 ③昼間の連絡先をお知らせください。

## 9. 入居者の決定

- (1) 一次審査として書類審査を行います。
- (2) 一次審査通過者に対して二次審査(面接)を平成3 0年2月15日(木)に浅草ものづくり工房で行います。
- (3) 二次審査通過者に対して最終審査を行い、入居者を 決定します。最終審査は、平成30年3月1日(木) に区役所で行います。
- (4) 入居者決定:平成30年3月中旬頃
- (5) 台東区より代表者本人に結果を通知します。

#### 10. 入居契約

- (1) 契約日は平成30年4月以降。
- (2) 契約は通常の賃貸借契約ではなく行政財産使用許可となります。
- (3) 1年ごとに更新が必要です。

#### 11. 入居取消条件

下記の事由に該当する場合は入居の許可を取消します。

- (1) 事業所の利用の目的に反する行為をしたとき。
- (2) 条例、規則、指定管理者の指示に従わないとき。
- (3) 災害その他の事故により事務所の利用ができなくなったとき。
- (4) 偽りその他不正行為により使用許可を受けたことが 判明したとき。

- (5) 使用料及び共益費を正当な理由がなく3ヵ月以上滞納したとき。
- (6) 正当な理由無く1ヵ月以上施設を使用しない場合。
- (7) 施設や設備を故意に損傷したとき(事故、火災などを起こした場合を含む)。
- (8) 暴力団員であることが判明したとき。
- (9) その他、指定管理者が事務所の施設の管理上支障が あると認めたとき。

## 12. 卒業・退去条件

以下の事由に該当した場合は、勧告を行い3ヵ月間経過 を見たうえで審査会において卒業・退去を決定します。

- (1) 事業目標を達成したとき。
- (2) 事業活動(取引等仕事面)において支援を必要とせず自立していると認められるとき。
- (3) 事業(資金面)が安定し、支援が不要と認められるとき。
- (4) 営業成績が著しく悪化していると認められ、指導が あっても改善しないとき。
- (5) 事業計画を実施せず、指導があっても改善が見られないとき。
- (6) 施設や設備を無断転貸・私物化したとき。
- (7) 年間2回の事業報告を提出しない、また著しく内容 に不備があるとき。
- (8) 事業内容に問題があり、自立の見込みがたたず、指導があっても改善が見られないとき。
- (9) 施設運営やイベント・セミナー等への参加・協力が 見られないとき。
- (10) 施設の利用頻度が低い場合(週に3日以上、計24 時間以上の利用を入居の目安とします)。

## 13. 施設構成

- (1) 規模・構造 鉄筋コンクリート造3階建
- (2) 延床面積

浅草ものづくり工房 932.78 m (全9室) 産業研修センター 2,477.45 m

- (3) 施設構成
- ・共同で使用できる施設として、交流サロン(会議・展 示用スペース)があります。
- ・産業研修センターの図書コーナー、機械研修室を利用 できます。
- ・トイレ、給湯室は共用です。
- ・隣接の建物(4階建)に、産業研修センター事務室 (1階)と有料の集会室4室(2・3階)、橋場老人 福祉館(4階)があります。
- コピー機(有料)
- ・産業研修センター事務室の受付時間 午前9時~午後5時まで(原則月曜日休)

#### 14. 主な支援

入居者に対して次のような支援をします。

- (1) 経営やビジネス等に関するアドバイスの実施
- ・インキュベーションマネージャーによる相談、必要に 応じて台東区経営相談員などによる経営や税制等の専 門的な相談を受けられます。
- (2) 地場産業との連携による事業活動のサポート
- ・入居者と地元企業との連携を図り、受発注や人脈形成、 経営活動の拡大等を支援します。
- (3) 情報の提供・発信
- ・セミナーを開催しビジネスに役立つ情報を提供します。 また、専用のホームページを開設し、入居者の紹介・ 活動内容等の情報を発信します。
- (4) 地域との交流
- ・地域住民との交流を深めるため、手作り教室や入居者 の作品展示会などのイベント等を企画します。

#### 15. 募集スケジュール

(1) 周知開始日 平成30年1月中旬から

(2) 募集期間 平成30年1月25日(木)~

2月8日(木)

(3) 一次審査 平成30年2月

(4) 二次審査 平成30年2月15日(木)

(5) 最終審査 平成30年3月1日(木)

(6) 入居者決定 平成30年3月中旬

(7) 入居開始 平成30年4月~ (予定)

## 16. 提出書類

- (1) 入居申込書 [様式1]
- (2) 事業計画書 [様式2]
- (3) 収支計画書 [様式3]
- (4) 提 案 書 [様式 4]
- (5) 添付書類
- ①直近の納税証明書(法人の場合は28年度法人事業税、個人の場合は29年度住民税で、納期到来分の滞納がないことを証明するもの)又は非課税証明書
- ②直近の決算書(法人のみ)
- (6) 商品の概要がわかるもの(カタログ、写真など) ※申請書類 [様式 1 ~ 4] は、台東区役所 文化産業観 光部 産業振興課(9階)と産業研修センターで配布し ています。台東区ホームページからもダウンロードで きます。

## 17. 申請にあたっての注意事項

- (1) 申請にあたっては、募集要項をよくお読み下さい。
- (2) 申請書類 [様式 1 ~ 4] は全て記入してください。 なお、提出書類に不備がある場合、受理できないこ とがあります。
- (3) 事業概要、事業計画等について、さらに詳しい説明

をするための資料を別紙で添付してもかまいません。

(4) 商品概要 (カタログ・写真など)について返却希望の場合は、「要返却」と記入の上、返却先住所・氏名を書いた封筒 (当該料金の切手添付、もしくは宅急便の着払い送付状添付)などを同封してください。なお、申請書類 [様式1~4] および添付書類は返却いたしませんのでご了承ください。

## 18. 個人情報の取扱い

- (1) 申請書類については、台東区の個人情報保護指針に基づき適正に取扱いいたします。
- (2) 入居決定者の申請書類は、入居後の指導にも使用いたします。
- (3) 入居できない場合の申請書類は審査終了後破棄いたします。

#### 19. 応募先・問合せ先

台東区役所 文化産業観光部 産業振興課

担当 奥本・宇佐美

◇住 所:〒110-8615 台東区東上野4-5-6

令電 話: 03-5246-1415 ◆F A X: 03-5246-1139

◇e-mail: sangyo@city.taito.tokyo.jp

※「浅草ものづくり工房」の概要はホームページを ご覧ください。

URL : http://www.monokobo9.com